

令和 3 年

第 2 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 3 年 6 月 7 日  
閉会 令和 3 年 6 月 日

八 雲 町

令和 3 年第 2 回八雲町議会定例会議件一覧

| 区 分 | 番 号 | 件 名                               | 結 果 |
|-----|-----|-----------------------------------|-----|
| 議 案 | 1   | 八雲町税条例等の一部を改正する条例                 |     |
| 議 案 | 2   | 八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例        |     |
| 議 案 | 3   | 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例               |     |
| 議 案 | 4   | 工事請負契約の締結について                     |     |
| 議 案 | 5   | 財産の取得について                         |     |
| 議 案 | 6   | 財産の取得について                         |     |
| 議 案 | 7   | 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について            |     |
| 議 案 | 8   | 令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）         |     |
| 議 案 | 9   | 令和 3 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |     |
| 議 案 | 10  | 令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）   |     |
| 議 案 | 11  | 令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）       |     |
| 報 告 | 1   | 専決処分の報告について                       |     |
| 報 告 | 2   | 専決処分の報告について                       |     |
| 報 告 | 3   | 専決処分の報告について                       |     |
| 報 告 | 4   | 令和 2 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について |     |
|     |     |                                   |     |
|     |     |                                   |     |

議案第 1 号

八雲町税条例等の一部を改正する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第1条 八雲町税条例(平成17年八雲町条例第54号)の一部を次のように改正する。

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>                                                                                                                                                                                     | <p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>                                                                                                                                                |
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定す</p> | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定す</p> |

る独立行政法人に対する寄附金  
(当該法人の主たる目的である  
業務に関連するものに限る。)

ロ 所得税法施行令第217条第1号  
の2に規定する地方独立行政法  
人に対する寄附金(当該法人の主  
たる目的である業務に関連する  
ものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第4号  
に規定する学校法人に対する寄  
附金(当該法人の主たる目的であ  
る業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第5号  
に規定する社会福祉法人に対す  
る寄附金(法第314条の7第1項  
第2号に掲げるものを除く。当該  
法人の主たる目的である業務に  
関連するものに限る。)

(2) 略

2 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養  
親族申告書)

第36条の3の2 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定  
による申告書の提出の際に經由すべき給  
与支払者が所得税法第198条第2項に規定  
する納税地の所轄税務署長の承認を受け  
ている場合には、施行規則で定めるところ  
により、当該申告書の提出に代えて、当該  
給与支払者に対し、当該申告書に記載すべ  
き事項を電磁的方法(電子情報処理組織を

る独立行政法人に対する寄附金  
(出資に関する業務に充てられ  
ることが明らかなものを除き、当  
該法人の主たる目的である業務  
に関連するものに限る。)

ロ 所得税法施行令第217条第1号  
の2に規定する地方独立行政法  
人に対する寄附金(出資に関する  
業務に充てられることが明らか  
なものを除き、当該法人の主たる  
目的である業務に関連するもの  
に限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第4号  
に規定する学校法人に対する寄  
附金(出資に関する業務に充てら  
れることが明らかなものを除き、  
当該法人の主たる目的である業  
務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第5号  
に規定する社会福祉法人に対す  
る寄附金(法第314条の7第1項  
第2号に掲げるもの及び出資に  
関する業務に充てられることが  
明らかなものを除き、当該法人の  
主たる目的である業務に関連す  
るものに限る。)

(2) 略

2 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養  
親族申告書)

第36条の3の2 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定  
による申告書の提出の際に經由すべき給  
与支払者が令第48条の9の7の2におい  
て準用する令第8条の2の2に規定する  
要件を満たす場合には、施行規則で定め  
るところにより、当該申告書の提出に代え  
て、当該給与支払者に対し、当該申告書に  
記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

## 5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

## 2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

## 5 略

理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

## 5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

## 2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

## 5 略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済の他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

- (2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済の他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

- (2) 略

2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経路すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、

「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第

4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

- 3 法附則第15条第26項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第27項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第28項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第28項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例

4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

- 3 法附則第15条第23項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例



で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第22項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあっては、0）とする。

21 略

22 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、0）とする。

（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

20 略

21 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあっては、0）とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

## 第11条 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

## 第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条か

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の

ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅

地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうか

地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動

の判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車両  
番号の指定（次項から第5項までにおいて  
「初回車両番号指定」という。）を受けた  
月から起算して14年を経過した月の属す  
る年度以後の年度分の軽自動車税の種別  
割に係る第82条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第8  
2条の規定の適用については、当該軽自動  
車が平成31年4月1日から令和2年3月3  
1日までの間に初回車両番号指定を受けた  
場合には令和2年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月  
1日から令和3年3月31日までの間に初  
回車両番号指定を受けた場合には令和3  
年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の  
表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号  
に掲げる法第446条第1項第3号に規定す  
るガソリン軽自動車（以下この項及び次項  
において「ガソリン軽自動車」という。）  
のうち3輪以上のものに対する第82条の  
規定の適用については、当該ガソリン軽自  
動車が平成31年4月1日から令和2年3

車に該当するかどうかの判断をするとき  
は、国土交通大臣の認定等（法附則第29条  
の9第3項に規定する国土交通大臣の認  
定等をいう。次項において同じ。）に基づ  
き当該判断をするものとする。

3及び4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3  
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車両  
番号の指定（次項から第8項までにおいて  
「初回車両番号指定」という。）を受けた  
月から起算して14年を経過した月の属す  
る年度以後の年度分の軽自動車税の種別  
割に係る第82条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第8  
2条の規定の適用については、当該軽自動  
車が令和2年4月1日から令和3年3月3  
1日までの間に初回車両番号指定を受けた  
場合には令和3年度分の軽自動車税の種  
別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号  
に掲げる法第446条第1項第3号に規定す  
るガソリン軽自動車（以下この条において  
「ガソリン軽自動車」という。）のうち3  
輪以上のものに対する第82条の規定の適  
用については、当該ガソリン軽自動車が令  
和2年4月1日から令和3年3月31日ま

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車  
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車  
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）  
第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）  
第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

|                                                        |                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 略</p> | <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。                          |                                                                                                                                                                                                           |

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八雲町税条例等の一部を改正する条例(令和2年八雲町条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内</p> | <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内</p> |

に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

（法人の町民税に係る不足税額の納付の  
手続）

第50条 略

2 及び 3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 略

2 略

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金

に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

（法人の町民税に係る不足税額の納付の  
手続）

第50条 略

2 及び 3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）及び（2） 略

（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 略

2 略

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金

額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.

額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日

5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八雲町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中八雲町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中八雲町税条例附則第10条の2第21項の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

### (町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八雲町税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下こ

の条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の八雲町税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に

該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第10条の2第21項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第21項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。





議案第 2 号

八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

八雲町固定資産評価審査委員会条例（平成17年八雲町条例58号）の一部を次のように改正する。

| 現行                                                                                                                                                                                                                     | 改正後                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人) が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5 及び 6 略</u></p>                                   | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>4 及び 5 略</u></p>                                                                                                          |
| <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>                                                                                 | <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>                                                                   |
| <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6 及び 7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> | <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>6 及び 7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載なければならない。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                           |

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>11 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>11 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p>イ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> | <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p>ア <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p>イ <u>主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 11 項及び次項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

### （経過措置）

- 2 令和 2 年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第 11 項の規定の適用については、同項第 2 号イ中「令第 22 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）第 7 条の規定による改正前の令第 22 条の 2 第 1 項」とする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- |   |             |                                                                            |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 の 種 類   | 相沼地区地域会館新築工事（建築主体）                                                         |
| 2 | 契 約 の 方 法   | 地域限定型一般競争入札                                                                |
| 3 | 契 約 の 金 額   | 80,850,000 円                                                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 原田・熊谷特定建設工事共同企業体<br>代表者<br>二海郡八雲町立岩 66 番地 8<br>有限会社 原田工務店<br>代表取締役 原 田 英 行 |
| 5 | 工事代金の支払方法   | 契約の定めるところによる。                                                              |
| 6 | 契約の締結の時期    | 令和 3 年 6 月中                                                                |

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 5 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 除雪ドーザ（8 t 級）
- 2 取 得 の 方 法 契約の定めるところによる
- 3 取 得 の 金 額 13,090,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 北広島市大曲工業団地1丁目6番地  
コマツカスタマーサポート株式会社  
北海道カンパニー  
社長 山 原 茂 樹

令和3年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





議案第 6 号

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取 得 の 方 法 契約の定めるところによる
- 3 取 得 の 金 額 35,629,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号  
株式会社 北海道モリタ  
代表取締役 岩 村 純 一

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 7 号

辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり山崎辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、上八雲、落部、熊石関内及び熊石相沼辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 別紙

策定 (計画期間 令和3年度から令和7年度まで)

(単位：千円)

| 辺地名<br>(辺地度<br>点数) | 施設名                        | 事業費    | 財 源 内 訳    |      |        |     |       |
|--------------------|----------------------------|--------|------------|------|--------|-----|-------|
|                    |                            |        | 国 庫<br>支出金 | 道支出金 | 辺地債    | その他 | 一般財源  |
| 山 崎<br>(126点)      | 消防施設<br>(消防車両整備)           | 35,023 |            |      | 33,700 |     | 1,323 |
|                    | 道路<br>(山崎宮前橋長寿<br>命化)      | 9,500  | 5,852      |      | 3,600  |     | 48    |
|                    | 経営近代化施設<br>(中山間地域総合<br>整備) | 13,500 |            |      | 13,400 |     | 100   |
|                    | 計                          | 58,023 | 5,852      |      | 50,700 |     | 1,471 |

変更 (計画期間 平成29年度から令和3年度まで)

(単位：千円)

| 辺地名<br>(辺地度<br>点数) | 施設名                     | 事業費                  | 財 源 内 訳            |      |                    |     |              |
|--------------------|-------------------------|----------------------|--------------------|------|--------------------|-----|--------------|
|                    |                         |                      | 国 庫<br>支出金         | 道支出金 | 辺地債                | その他 | 一般財源         |
| 上八雲<br>(179点)      | 道路<br>(鉛川 1 号橋長寿<br>命化) | 44,255               | 27,500             |      | 16,700             |     | 55           |
|                    | 道路<br>(鉛川 2 号橋長寿<br>命化) | 30,965               | 19,065             |      | 11,900             |     | 0            |
|                    | 道路<br>(鉛川 3 号橋長寿<br>命化) | 33,000               | 20,328             |      | 12,600             |     | 72           |
|                    | 道路<br>(仁八橋長寿命化)         | (26,500)             | (16,324)           |      | (10,100)           |     | (76)         |
|                    | 計                       | (134,720)<br>108,220 | (83,217)<br>66,893 |      | (51,300)<br>41,200 |     | (203)<br>127 |

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位: 千円)

| 辺地名<br>(辺地度<br>点数)    | 施設名                    | 事業費                  | 財 源 内 訳            |          |                      |     |                  |
|-----------------------|------------------------|----------------------|--------------------|----------|----------------------|-----|------------------|
|                       |                        |                      | 国 庫<br>支出金         | 道支出<br>金 | 辺地債                  | その他 | 一般財源             |
| 落 部<br>(111 点)        | 消防施設<br>(耐震性貯水槽整備)     | 11,968               | 2,743              |          | 9,200                |     | 25               |
|                       | 消防施設<br>(消防車両整備)       | 62,462               |                    |          | 58,300               |     | 4,162            |
|                       | 道路<br>(川向橋長寿命化)        | (95,000)<br>77,500   | (58,520)<br>47,740 |          | (36,400)<br>29,600   |     | (80)<br>160      |
|                       | 道路<br>(栄浜跨線橋長寿命化)      | 21,500               | 13,244             |          | 8,100                |     | 156              |
|                       | 道路<br>(落部跨線橋長寿命化)      | (28,000)             | (17,248)           |          | (10,600)             |     | (152)            |
|                       | 経営近代化施設<br>(中山間地域総合整備) | (1,317)              |                    |          | (900)                |     | (417)            |
|                       | 計                      | (220,247)<br>173,430 | (91,755)<br>63,727 |          | (123,500)<br>105,200 |     | (4,992)<br>4,503 |
| 熊 石<br>関 内<br>(125 点) | 道路<br>(関内橋長寿命化)        | (30,500)             | (18,788)           |          | (11,700)             |     | (12)             |
|                       | 道路<br>(はしごの沢橋長寿命化)     | (13,000)             | (8,008)            |          | (4,900)              |     | (92)             |
|                       | 集会施設<br>(地域会館新築)       | (118,157)<br>92,841  |                    |          | (115,900)<br>92,700  |     | (2,257)<br>141   |
|                       | 計                      | (161,657)<br>92,841  | (26,796)           |          | (132,500)<br>92,700  |     | (2,361)<br>141   |

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

| 辺地名<br>(辺地度<br>点数)   | 施設名                        | 事業費                  | 財 源 内 訳              |         |                      |     |                    |
|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|---------|----------------------|-----|--------------------|
|                      |                            |                      | 国 庫<br>支出金           | 道支出金    | 辺地債                  | その他 | 一般財源               |
| 熊 石<br>相 沼<br>(171点) | 経営近代化施設<br>(中山間地域総合<br>整備) | 12,150               |                      |         | 12,100               |     | 50                 |
|                      | 経営近代化施設<br>(農地耕作条件改<br>善)  | (36,530)             | (20,091)             | (5,114) | (7,600)              |     | (3,725)            |
|                      | 消防施設<br>(耐震性貯水槽整<br>備)     | 10,989               | 2,743                |         | 8,200                |     | 46                 |
|                      | 消防施設<br>(消防格納庫整<br>備)      | (34,801)             |                      |         | (34,700)             |     | (101)              |
|                      | 道路<br>(中の橋長寿命<br>化)        | 82,425               | 50,773               |         | 31,600               |     | 52                 |
|                      | 道路<br>(冷水橋長寿命<br>化)        | (13,000)             | (8,008)              |         | (4,900)              |     | (92)               |
|                      | 集会施設<br>(地域会館新築)           | 214,060              |                      |         | 213,900              |     | 160                |
|                      | 下水道<br>(熊石浄化センタ<br>ー整備)    | 330,800              | 239,900              |         | 74,300               |     | 16,600             |
|                      | 計                          | (734,755)<br>650,424 | (321,515)<br>293,416 | (5,114) | (387,300)<br>340,100 |     | (20,826)<br>16,908 |

議案第 8 号

令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 551, 867 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14, 846, 199 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
|          |         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 15 国庫支出金 |         | 1,012,991  | 17,172  | 1,030,163  |
|          | 2 国庫補助金 | 235,984    | 17,172  | 253,156    |
| 16 道支出金  |         | 688,294    | 21,341  | 709,635    |
|          | 2 道補助金  | 202,803    | 21,341  | 224,144    |
| 19 繰入金   |         | 2,013,512  | 467,000 | 2,480,512  |
|          | 1 基金繰入金 | 2,013,512  | 467,000 | 2,480,512  |
| 20 繰越金   |         | 41,236     | 21,854  | 63,090     |
|          | 1 繰越金   | 41,236     | 21,854  | 63,090     |
| 21 諸収入   |         | 397,172    | 2,500   | 399,672    |
|          | 5 雑入    | 82,772     | 2,500   | 85,272     |
| 22 町債    |         | 1,062,600  | 22,000  | 1,084,600  |
|          | 1 町債    | 1,062,600  | 22,000  | 1,084,600  |
| 歳入合計     |         | 14,294,332 | 551,867 | 14,846,199 |



歳出

| 款        | 項       | 補正前の額           | 補 正 額        | 計               |
|----------|---------|-----------------|--------------|-----------------|
| 2 総務費    |         | 千円<br>2,586,814 | 千円<br>17,287 | 千円<br>2,604,101 |
|          | 1 総務管理費 | 2,472,629       | 17,039       | 2,489,668       |
|          | 4 選挙費   | 48,335          | 248          | 48,583          |
| 3 民生費    |         | 2,430,277       | 14,325       | 2,444,602       |
|          | 1 社会福祉費 | 1,504,913       | 1,830        | 1,506,743       |
|          | 2 児童福祉費 | 925,364         | 12,495       | 937,859         |
| 4 衛生費    |         | 2,331,200       | 467,648      | 2,798,848       |
|          | 1 保健衛生費 | 1,830,268       | 467,648      | 2,297,916       |
| 6 農林水産業費 |         | 752,246         | 20,392       | 772,638         |
|          | 1 農業費   | 423,483         | 11,758       | 435,241         |
|          | 2 林業費   | 161,354         | 8,634        | 169,988         |
| 7 商工費    |         | 396,717         | 3,450        | 400,167         |
|          | 1 商工費   | 396,717         | 3,450        | 400,167         |
| 9 消防費    |         | 259,864         | 27,566       | 287,430         |
|          | 1 消防費   | 259,864         | 27,566       | 287,430         |
| 10 教育費   |         | 690,168         | 1,199        | 691,367         |
|          | 4 社会教育費 | 87,459          | 1,199        | 88,658          |
| 歳 出 合 計  |         | 14,294,332      | 551,867      | 14,846,199      |



第2表

## 地 方 債 補 正

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的  | 限 度 額  | 起 債 の 方 法  | 利 率                                                                                      | 償 還 の 方 法                                                           |
|------------|--------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 耐震性貯水槽整備事業 | 22,000 | 証書借入又は証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の条件による。<br>ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。 |

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
|          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 15 国庫支出金 | 1,012,991  | 17,172  | 1,030,163  |
| 16 道支出金  | 688,294    | 21,341  | 709,635    |
| 19 繰入金   | 2,013,512  | 467,000 | 2,480,512  |
| 20 繰越金   | 41,236     | 21,854  | 63,090     |
| 21 諸収入   | 397,172    | 2,500   | 399,672    |
| 22 町債    | 1,062,600  | 22,000  | 1,084,600  |
| 歳入合計     | 14,294,332 | 551,867 | 14,846,199 |

(歳出)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
|          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費    | 2,586,814  | 17,287  | 2,604,101  |
| 3 民生費    | 2,430,277  | 14,325  | 2,444,602  |
| 4 衛生費    | 2,331,200  | 467,648 | 2,798,848  |
| 6 農林水産業費 | 752,246    | 20,392  | 772,638    |
| 7 商工費    | 396,717    | 3,450   | 400,167    |
| 9 消防費    | 259,864    | 27,566  | 287,430    |
| 10 教育費   | 690,168    | 1,199   | 691,367    |
| 歳出合計     | 14,294,332 | 551,867 | 14,846,199 |

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |         |       |         |
|-----------------|---------|-------|---------|
| 特 定 財 源         | 一 般 財 源 |       |         |
| 国 道 支 出 金       | 地 方 債   | そ の 他 |         |
| 千円              | 千円      | 千円    | 千円      |
| 0               | 0       | 2,500 | 14,787  |
| 12,635          | 0       | 0     | 1,690   |
| 0               | 0       | 0     | 467,648 |
| 20,392          | 0       | 0     | 0       |
| 0               | 0       | 0     | 3,450   |
| 5,486           | 22,000  | 0     | 80      |
| 0               | 0       | 0     | 1,199   |
| 38,513          | 22,000  | 2,500 | 488,854 |

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

| 目          | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|------------|---------|--------|---------|
|            | 千円      | 千円     | 千円      |
| 2 民生費国庫補助金 | 22,793  | 11,686 | 34,479  |
| 5 消防費国庫補助金 | 12,622  | 5,486  | 18,108  |
| 計          | 235,984 | 17,172 | 253,156 |

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

|              |         |        |         |
|--------------|---------|--------|---------|
|              | 千円      | 千円     | 千円      |
| 2 民生費道補助金    | 72,189  | 949    | 73,138  |
| 4 農林水産業費道補助金 | 93,334  | 20,392 | 113,726 |
| 計            | 202,803 | 21,341 | 224,144 |

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

|               |           |         |           |
|---------------|-----------|---------|-----------|
|               | 千円        | 千円      | 千円        |
| 2 ふるさと応援基金繰入金 | 1,747,951 | 467,000 | 2,214,951 |
| 計             | 2,013,512 | 467,000 | 2,480,512 |

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
|       | 千円     | 千円     | 千円     |
| 1 繰越金 | 41,236 | 21,854 | 63,090 |
| 計     | 41,236 | 21,854 | 63,090 |

| 節          |        | 説 明                       |        |
|------------|--------|---------------------------|--------|
| 区 分        | 金 額    |                           |        |
|            | 千円     |                           | 千円     |
| 1 社会福祉費補助金 | 716    | アイヌ政策推進交付金                | 716    |
| 2 児童福祉費補助金 | 10,970 | 子ども・子育て支援交付金              | 949    |
|            |        | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 10,021 |
| 1 消防費補助金   | 5,486  | 消防防災施設整備費補助金              | 5,486  |
|            |        |                           |        |

|            |           |                     |           |
|------------|-----------|---------------------|-----------|
| 2 児童福祉費補助金 | 千円<br>949 | 子ども・子育て支援交付金        | 千円<br>949 |
| 1 農業費補助金   | 11,758    | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金  | 9,841     |
|            |           | 畑作構造転換事業補助金         | 1,392     |
|            |           | 消費・安全対策事業補助金        | 525       |
| 2 林業費補助金   | 8,634     | 林業成長産業化地域創出モデル事業補助金 | 8,634     |
|            |           |                     |           |

|                   |               |             |               |
|-------------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 ふるさと応援基金<br>繰入金 | 千円<br>467,000 | ふるさと応援基金繰入金 | 千円<br>467,000 |
|                   |               |             |               |

|          |              |        |              |
|----------|--------------|--------|--------------|
| 1 前年度繰越金 | 千円<br>21,854 | 前年度繰越金 | 千円<br>21,854 |
|          |              |        |              |

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

| 目    | 補正前の額  | 補 正 額 | 計      |
|------|--------|-------|--------|
|      | 千円     | 千円    | 千円     |
| 7 雑入 | 60,871 | 2,500 | 63,371 |
| 計    | 82,772 | 2,500 | 85,272 |

2 2 款 町債

1 項 町債

|       |           |        |           |
|-------|-----------|--------|-----------|
|       | 千円        | 千円     | 千円        |
| 4 消防債 | 129,600   | 22,000 | 151,600   |
| 計     | 1,062,600 | 22,000 | 1,084,600 |



| 節    |       | 説                   | 明     |
|------|-------|---------------------|-------|
| 区    | 分     |                     |       |
| 5 雑入 | 千円    | 自治総合センターコミュニティ事業助成金 | 千円    |
|      | 2,500 |                     | 2,500 |
|      |       |                     |       |

|                 |        |             |        |
|-----------------|--------|-------------|--------|
| 1 消防施設整備事業<br>債 | 千円     | 耐震性貯水槽整備事業債 | 千円     |
|                 | 22,000 |             | 22,000 |
|                 |        |             |        |

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

| 目          | 補正前の額         | 補 正 額        | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |              |
|------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|-------|-------|--------------|
|            |               |              |               | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源         |
|            |               |              |               | 国道支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |              |
| 2 企画調査費    | 千円<br>125,973 | 千円<br>14,539 | 千円<br>140,512 | 千円              | 千円    | 千円    | 千円<br>14,539 |
| 12 地域振興対策費 | 2,059,145     | 2,500        | 2,061,645     |                 |       | 2,500 |              |
| 計          | 2,472,629     | 17,039       | 2,489,668     | 0               | 0     | 2,500 | 14,539       |

#### 2 款 総務費

##### 4 項 選挙費

|                        |              |           |              |    |    |    |           |
|------------------------|--------------|-----------|--------------|----|----|----|-----------|
| 3 町長及び町<br>議会議員選<br>挙費 | 千円<br>27,246 | 千円<br>248 | 千円<br>27,494 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円<br>248 |
| 計                      | 48,335       | 248       | 48,583       | 0  | 0  | 0  | 248       |

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

|               |               |           |               |     |    |    |           |
|---------------|---------------|-----------|---------------|-----|----|----|-----------|
| 3 高齢者福祉<br>費  | 千円<br>424,370 | 千円<br>935 | 千円<br>425,305 | 千円  | 千円 | 千円 | 千円<br>935 |
| 5 社会福祉施<br>設費 | 3,593         | 895       | 4,488         | 716 |    |    | 179       |
| 計             | 1,504,913     | 1,830     | 1,506,743     | 716 | 0  | 0  | 1,114     |

| 節             |           | 説                | 明         |
|---------------|-----------|------------------|-----------|
| 区 分           | 金 額       |                  |           |
| 10 需用費        | 千円<br>165 | 印刷製本費            | 千円<br>165 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 14,374    | 熊石八雲間予約バス運行事業補助金 | 14,374    |
| 18 負担金補助及び交付金 | 2,500     | コミュニティ事業助成金      | 2,500     |
|               |           |                  |           |

|        |           |         |           |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 10 需用費 | 千円<br>152 | 消耗品費    | 千円<br>152 |
| 11 役務費 | 96        | 新聞折込手数料 | 96        |
|        |           |         |           |

|          |           |               |           |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| 27 繰出金   | 千円<br>935 | 介護保険事業特別会計繰出金 | 千円<br>935 |
| 10 需用費   | 24        | 印刷製本費         | 24        |
| 17 備品購入費 | 871       | 庁用備品購入費       | 871       |
|          |           |               |           |

### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

| 目       | 補正前の額         | 補 正 額        | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |           |
|---------|---------------|--------------|---------------|-----------------|-------|-------|-----------|
|         |               |              |               | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源      |
|         |               |              |               | 国道支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |           |
| 2 児童措置費 | 千円<br>804,779 | 千円<br>12,495 | 千円<br>817,274 | 千円<br>11,919    | 千円    | 千円    | 千円<br>576 |
| 計       | 925,364       | 12,495       | 937,859       | 11,919          | 0     | 0     | 576       |

### 4 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費

|         |               |           |               |    |    |    |           |
|---------|---------------|-----------|---------------|----|----|----|-----------|
| 2 予防費   | 千円<br>211,056 | 千円<br>648 | 千円<br>211,704 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円<br>648 |
| 7 病院事業費 | 1,255,176     | 467,000   | 1,722,176     |    |    |    | 467,000   |
| 計       | 1,830,268     | 467,648   | 2,297,916     | 0  | 0  | 0  | 467,648   |

### 6 款 農林水産業費

#### 1 項 農業費

|         |              |              |              |              |    |    |    |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|----|----|
| 3 農業振興費 | 千円<br>35,667 | 千円<br>11,233 | 千円<br>46,900 | 千円<br>11,233 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 畜産業費  | 259,447      | 525          | 259,972      | 525          |    |    |    |
| 計       | 423,483      | 11,758       | 435,241      | 11,758       | 0  | 0  | 0  |

### 6 款 農林水産業費

#### 2 項 林業費

|         |              |             |              |             |    |    |    |
|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|----|----|----|
| 2 林業振興費 | 千円<br>37,686 | 千円<br>8,634 | 千円<br>46,320 | 千円<br>8,634 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 計       | 161,354      | 8,634       | 169,988      | 8,634       | 0  | 0  | 0  |

| 節             |          | 説              | 明              |
|---------------|----------|----------------|----------------|
| 区 分           | 金 額      |                |                |
| 10 需用費        | 千円<br>65 | 消耗品費<br>印刷製本費  | 千円<br>15<br>50 |
| 11 役務費        | 56       | 運搬料<br>口座振込手数料 | 34<br>22       |
| 18 負担金補助及び交付金 | 2, 474   | 放課後児童健全育成事業補助金 | 2, 474         |
| 19 扶助費        | 9, 900   | 子育て世帯生活支援特別給付金 | 9, 900         |
|               |          |                |                |

|        |          |                            |            |
|--------|----------|----------------------------|------------|
| 11 役務費 | 千円<br>11 | 運搬料                        | 千円<br>11   |
| 12 委託料 | 637      | 住民検診委託料<br>健康管理システム改修業務委託料 | 213<br>424 |
| 27 繰出金 | 467, 000 | 病院事業会計繰出金                  | 467, 000   |
|        |          |                            |            |

|               |               |                                     |                        |
|---------------|---------------|-------------------------------------|------------------------|
| 18 負担金補助及び交付金 | 千円<br>11, 233 | 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金<br>畑作構造転換事業補助金 | 千円<br>9, 841<br>1, 392 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 525           | 消費・安全対策事業補助金                        | 525                    |
|               |               |                                     |                        |

|               |              |                |              |
|---------------|--------------|----------------|--------------|
| 18 負担金補助及び交付金 | 千円<br>8, 634 | 高性能林業機械整備事業補助金 | 千円<br>8, 634 |
|               |              |                |              |

7 款 商工費

1 項 商工費

| 目       | 補正前の額         | 補 正 額       | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |             |
|---------|---------------|-------------|---------------|-----------------|-------|-------|-------------|
|         |               |             |               | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源        |
|         |               |             |               | 国道支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |             |
| 2 商工振興費 | 千円<br>258,455 | 千円<br>3,450 | 千円<br>261,905 | 千円              | 千円    | 千円    | 千円<br>3,450 |
| 計       | 396,717       | 3,450       | 400,167       | 0               | 0     | 0     | 3,450       |

9 款 消防費

1 項 消防費

|         |               |              |               |             |              |    |          |
|---------|---------------|--------------|---------------|-------------|--------------|----|----------|
| 3 消防施設費 | 千円<br>153,385 | 千円<br>27,566 | 千円<br>180,951 | 千円<br>5,486 | 千円<br>22,000 | 千円 | 千円<br>80 |
| 計       | 259,864       | 27,566       | 287,430       | 5,486       | 22,000       | 0  | 80       |

10 款 教育費

4 項 社会教育費

|          |             |             |             |    |    |    |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|----|----|----|-------------|
| 5 郷土資料館費 | 千円<br>1,534 | 千円<br>1,199 | 千円<br>2,733 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円<br>1,199 |
| 計        | 87,459      | 1,199       | 88,658      | 0  | 0  | 0  | 1,199       |

| 節             |             | 説                 | 明           |
|---------------|-------------|-------------------|-------------|
| 区 分           | 金 額         |                   |             |
| 18 負担金補助及び交付金 | 千円<br>3,450 | 町内産品需要喚起対策支援事業補助金 | 千円<br>3,450 |
|               |             |                   |             |

|          |              |               |              |
|----------|--------------|---------------|--------------|
| 14 工事請負費 | 千円<br>27,566 | 耐震性貯水槽設置工事請負費 | 千円<br>27,566 |
|          |              |               |              |

|        |             |     |             |
|--------|-------------|-----|-------------|
| 11 役務費 | 千円<br>1,199 | 運搬料 | 千円<br>1,199 |
|        |             |     |             |

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

| 区 分         | 3 年 度 中 増 減 見 込 額 |        |           | 3年度末       |
|-------------|-------------------|--------|-----------|------------|
|             | 3 年 度 中 起 債 見 込 額 |        |           |            |
|             | 補正前の額             | 補 正 額  | 補正後の額     | 現在高見込額     |
| 1 普 通 債     | 9,900             | 0      | 9,900     | 3,633,743  |
| 2 災 害 復 旧 債 | 0                 | 0      | 0         | 23,177     |
| 3 そ の 他     | 1,052,700         | 22,000 | 1,074,700 | 10,348,989 |
| （1）辺 地 対 策  | 167,900           | 9,200  | 177,100   | 572,610    |
| （2）過 疎 対 策  | 432,800           | 12,800 | 445,600   | 4,448,393  |
| 合 計         | 1,062,600         | 22,000 | 1,084,600 | 14,005,909 |



## 議案第 9 号

### 令和 3 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,997 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,748,890 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

| 款      | 項      | 補正前の額           | 補正額         | 計               |
|--------|--------|-----------------|-------------|-----------------|
| 3 道支出金 |        | 千円<br>1,974,026 | 千円<br>3,997 | 千円<br>1,978,023 |
|        | 1 道補助金 | 1,974,026       | 3,997       | 1,978,023       |
| 歳入合計   |        | 2,744,893       | 3,997       | 2,748,890       |

## 歳出

| 款       | 項      | 補正前の額           | 補正額         | 計               |
|---------|--------|-----------------|-------------|-----------------|
| 2 保険給付費 |        | 千円<br>1,932,933 | 千円<br>3,997 | 千円<br>1,936,930 |
|         | 1 療養諸費 | 1,658,415       | 3,997       | 1,662,412       |
| 歳出合計    |        | 2,744,893       | 3,997       | 2,748,890       |

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

| 款       | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
|         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 3 道支出金  | 1,974,026 | 3,997 | 1,978,023 |
| 歳 入 合 計 | 2,744,893 | 3,997 | 2,748,890 |

(歳 出)

| 款       | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
|         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 2 保険給付費 | 1,932,933 | 3,997 | 1,936,930 |
| 歳 出 合 計 | 2,744,893 | 3,997 | 2,748,890 |

| 補正額の財源内訳  |       |       |         |
|-----------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源   |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 道 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 千円        | 千円    | 千円    | 千円      |
| 3,997     | 0     | 0     | 0       |
| 3,997     | 0     | 0     | 0       |

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道補助金

| 目           | 補正前の額           | 補 正 額       | 計               |
|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 保険給付費等交付金 | 千円<br>1,974,026 | 千円<br>3,997 | 千円<br>1,978,023 |
| 計           | 1,974,026       | 3,997       | 1,978,023       |

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

| 目           | 補正前の額       | 補 正 額       | 計            | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |      |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------------|-------|-------|------|
|             |             |             |              | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源 |
|             |             |             |              | 国道支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |      |
| 2 一般被保険者療養費 | 千円<br>9,789 | 千円<br>3,997 | 千円<br>13,786 | 千円<br>3,997     | 千円    | 千円    | 千円   |
| 計           | 1,658,415   | 3,997       | 1,662,412    | 3,997           | 0     | 0     | 0    |

| 節                 |             | 説     | 明           |
|-------------------|-------------|-------|-------------|
| 区                 | 分           |       |             |
|                   | 金 額         |       |             |
| 1 保険給付費等普通<br>交付金 | 千円<br>3,997 | 普通交付金 | 千円<br>3,997 |
|                   |             |       |             |

| 節             |             | 説         | 明           |
|---------------|-------------|-----------|-------------|
| 区             | 分           |           |             |
|               | 金 額         |           |             |
| 18 負担金補助及び交付金 | 千円<br>3,997 | 一般被保険者療養費 | 千円<br>3,997 |
|               |             |           |             |





議案第 10 号

令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,870 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,892,742 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

| 款       | 項         | 補正前の額         | 補正額       | 計             |
|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 4 国庫支出金 |           | 千円<br>469,230 | 千円<br>935 | 千円<br>470,165 |
|         | 2 国庫補助金   | 170,902       | 935       | 171,837       |
| 8 繰入金   |           | 357,220       | 935       | 358,155       |
|         | 1 一般会計繰入金 | 318,646       | 935       | 319,581       |
| 歳入合計    |           | 1,890,872     | 1,870     | 1,892,742     |

歳出

| 款     | 項       | 補正前の額        | 補正額         | 計            |
|-------|---------|--------------|-------------|--------------|
| 1 総務費 |         | 千円<br>40,769 | 千円<br>1,870 | 千円<br>42,639 |
|       | 1 総務管理費 | 25,190       | 1,870       | 27,060       |
| 歳出合計  |         | 1,890,872    | 1,870       | 1,892,742    |

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

| 款       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
|         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 4 国庫支出金 | 469,230   | 935   | 470,165   |
| 8 繰入金   | 357,220   | 935   | 358,155   |
| 歳入合計    | 1,890,872 | 1,870 | 1,892,742 |

（歳出）

| 款     | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|-----------|-------|-----------|
|       | 千円        | 千円    | 千円        |
| 1 総務費 | 40,769    | 1,870 | 42,639    |
| 歳出合計  | 1,890,872 | 1,870 | 1,892,742 |

| 補正額の財源内訳 |     |     |      |
|----------|-----|-----|------|
| 特定財源     |     |     | 一般財源 |
| 国道支出金    | 地方債 | その他 |      |
| 千円       | 千円  | 千円  | 千円   |
| 935      | 0   | 0   | 935  |
| 935      | 0   | 0   | 935  |

2 歳 入（保険事業勘定）

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

| 目        | 補正前の額   | 補 正 額     | 計         |
|----------|---------|-----------|-----------|
| 6 事業費補助金 | 千円<br>0 | 千円<br>935 | 千円<br>935 |
| 計        | 170,902 | 935       | 171,837   |

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

|              |              |           |              |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 5 その他一般会計繰入金 | 千円<br>58,290 | 千円<br>935 | 千円<br>59,225 |
| 計            | 318,646      | 935       | 319,581      |

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

| 目       | 補正前の額        | 補 正 額       | 計            | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |           |
|---------|--------------|-------------|--------------|-----------------|-------|-------|-----------|
|         |              |             |              | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源      |
|         |              |             |              | 国道支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |           |
| 1 一般管理費 | 千円<br>25,065 | 千円<br>1,870 | 千円<br>26,935 | 千円<br>935       | 千円    | 千円    | 千円<br>935 |
| 計       | 25,190       | 1,870       | 27,060       | 935             | 0     | 0     | 935       |

| 節        |           | 説 明                       |
|----------|-----------|---------------------------|
| 区 分      | 金 額       |                           |
| 1 事業費補助金 | 千円<br>935 | 介護保険システム改修事業補助金 千円<br>935 |
|          |           |                           |

|          |           |                  |
|----------|-----------|------------------|
| 2 事務費繰入金 | 千円<br>935 | 事務費繰入金 千円<br>935 |
|          |           |                  |

| 節      |             | 説 明                         |
|--------|-------------|-----------------------------|
| 区 分    | 金 額         |                             |
| 12 委託料 | 千円<br>1,870 | 介護保険システム改修業務委託料 千円<br>1,870 |
|        |             |                             |





議案第 11 号

令和 3 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）           | （既決予定額）      | （補正予定額）     | （計）          |
|-----------------|--------------|-------------|--------------|
|                 | 収            | 入           |              |
| 第 1 款 病院事業収益    | 6,624,553 千円 | 5 千円        | 6,624,558 千円 |
| 第 3 項 総合病院医業外収益 | 904,455 千円   | 3 千円        | 904,458 千円   |
| 第 4 項 国保病院医業外収益 | 128,408 千円   | 2 千円        | 128,410 千円   |
|                 | 支            | 出           |              |
| 第 1 款 病院事業費用    | 6,977,653 千円 | △ 33,227 千円 | 6,944,426 千円 |
| 第 1 項 総合病院医業費用  | 5,812,359 千円 | △ 33,277 千円 | 5,779,082 千円 |
| 第 2 項 国保病院医業費用  | 1,018,507 千円 | 50 千円       | 1,018,557 千円 |

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額「263,963千円」を「306,964千円」に、過年度分損益勘定留保資金「263,532千円」を「306,533千円」に、国保病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額「9,788千円」を「9,790千円」に、過年度分損益勘定留保資金「9,755千円」を「9,757千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）           | （既決予定額）    | （補正予定額）    | （計）          |
|-----------------|------------|------------|--------------|
|                 | 収          | 入          |              |
| 第 1 款 資本的収入     | 426,937 千円 | 470,483 千円 | 897,420 千円   |
| 第 6 項 総合病院補助金   | 0 千円       | 468,803 千円 | 468,803 千円   |
| 第 7 項 国保病院補助金   | 0 千円       | 1,680 千円   | 1,680 千円     |
|                 | 支          | 出          |              |
| 第 1 款 資本的支出     | 700,688 千円 | 513,486 千円 | 1,214,174 千円 |
| 第 1 項 総合病院建設改良費 | 137,763 千円 | 511,804 千円 | 649,567 千円   |
| 第 2 項 国保病院建設改良費 | 92,517 千円  | 1,682 千円   | 94,199 千円    |

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた一般会計から病院事業会計へ補助を受ける金額「総合病院262,063千円」を「総合病院729,063千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 予算第11条に定めた重要な資産の取得に、次のとおり追加する。

|          |      | 種 類 | 名 称  | 数 量 |
|----------|------|-----|------|-----|
| 1 取得する資産 | 総合病院 | 建 物 | 医師住宅 | 一式  |

令和3年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和3年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

| 款         | 項            | 目      | 既決予定額     | 補正予定額 | 計         | 節     |     | 説 明           |
|-----------|--------------|--------|-----------|-------|-----------|-------|-----|---------------|
|           |              |        |           |       |           | 区 分   | 金 額 |               |
| 1. 病院事業収益 |              |        | 5,594,598 | 3     | 5,594,601 |       |     |               |
|           | 3. 総合病院医業外収益 |        | 904,455   | 3     | 904,458   |       |     |               |
|           |              | 4. 補助金 | 41,388    | 3     | 41,391    | 国庫補助金 | 3   | 医療提供体制設備整備交付金 |
| 収 益 合 計   |              |        | 5,594,598 | 3     | 5,594,601 |       |     |               |

(支 出)

(単位：千円)

| 款         | 項           | 目      | 既決予定額     | 補正予定額    | 計         | 節       |          | 説 明                                         |
|-----------|-------------|--------|-----------|----------|-----------|---------|----------|---------------------------------------------|
|           |             |        |           |          |           | 区 分     | 金 額      |                                             |
| 1. 病院事業費用 |             |        | 5,929,974 | △ 33,277 | 5,896,697 |         |          |                                             |
|           | 1. 総合病院医業費用 |        | 5,812,359 | △ 33,277 | 5,779,082 |         |          |                                             |
|           |             | 3. 経 費 | 703,902   | △ 33,277 | 670,625   | 光 熱 水 費 | 167      | 医師住宅共用部<br>電気使用料131<br>上水道使用料18<br>下水道使用料18 |
|           |             |        |           |          |           | 保 險 料   | 76       | 建物火災保険料                                     |
|           |             |        |           |          |           | 賃 借 料   | △ 35,775 | 医師住宅借上料                                     |
|           |             |        |           |          |           | 通信運搬費   | 505      | 医師住宅回線使用料                                   |
|           |             |        |           |          |           | 委 託 料   | 1,747    | 医師住宅管理委託料1,699<br>資格確認システム保守委託料48           |
|           |             |        |           |          |           | 手 数 料   | 3        | 電子証明書発行手数料                                  |
|           | 費 用 合 計     |        | 5,929,974 | △ 33,277 | 5,896,697 |         |          |                                             |

資 本 の 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

| 款        | 項          | 目      | 既決予定額   | 補正予定額   | 計       | 節       |         | 説 明           |
|----------|------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|
|          |            |        |         |         |         | 区 分     | 金 額     |               |
| 1. 資本的収入 |            |        | 315,278 | 468,803 | 784,081 |         |         |               |
|          | 6. 総合病院補助金 |        | 0       | 468,803 | 468,803 |         |         |               |
|          |            | 1. 補助金 | 0       | 468,803 | 468,803 | 国庫補助金   | 1,803   | 医療提供体制設備整備交付金 |
|          |            |        |         |         |         | 一般会計補助金 | 467,000 |               |
| 収 入 合 計  |            |        | 315,278 | 468,803 | 784,081 |         |         |               |

(支 出)

(単位：千円)

| 款        | 項            | 目          | 既決予定額   | 補正予定額   | 計         | 節     |         | 説 明                      |
|----------|--------------|------------|---------|---------|-----------|-------|---------|--------------------------|
|          |              |            |         |         |           | 区 分   | 金 額     |                          |
| 1. 資本的支出 |              |            | 579,241 | 511,804 | 1,091,045 |       |         |                          |
|          | 1. 総合病院建設改良費 |            | 137,763 | 511,804 | 649,567   |       |         |                          |
|          |              | 1. 固定資産購入費 | 137,763 | 511,804 | 649,567   | 備品購入費 | 1,804   | 資格確認システム                 |
|          |              |            |         |         |           | 用地取得費 | 37,867  | 相生医師住宅用地取得費<br>3,968.86㎡ |
|          |              |            |         |         |           | 建物購入費 | 472,133 | 相生医師住宅 A棟他16棟            |
| 支 出 合 計  |              |            | 579,241 | 511,804 | 1,091,045 |       |         |                          |

令和3年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

（収 入）

（単位：千円）

| 款         | 項            | 目        | 既決予定額     | 補正予定額 | 計         | 節     |     | 説 明           |
|-----------|--------------|----------|-----------|-------|-----------|-------|-----|---------------|
|           |              |          |           |       |           | 区 分   | 金 額 |               |
| 1. 病院事業収益 |              |          | 1,029,955 | 2     | 1,029,957 |       |     |               |
|           | 4. 国保病院医業外収益 |          | 128,408   | 2     | 128,410   |       |     |               |
|           |              | 7. 補 助 金 | 0         | 2     | 2         | 国庫補助金 | 2   | 医療提供体制設備整備交付金 |
| 収 益 合 計   |              |          | 1,029,955 | 2     | 1,029,957 |       |     |               |

（支 出）

（単位：千円）

| 款         | 項           | 目      | 既決予定額     | 補正予定額 | 計         | 節     |            | 説 明           |
|-----------|-------------|--------|-----------|-------|-----------|-------|------------|---------------|
|           |             |        |           |       |           | 区 分   | 金 額        |               |
| 1. 病院事業費用 | 2. 国保病院医業費用 |        | 1,047,679 | 50    | 1,047,729 |       |            |               |
|           |             |        | 1,018,507 | 50    | 1,018,557 |       |            |               |
|           |             | 3. 経 費 | 145,711   | 50    | 145,761   | 委 託 料 | 48         | 資格確認システム保守委託料 |
|           |             |        |           |       | 手 数 料     | 2     | 電子証明書発行手数料 |               |
| 費 用 合 計   |             |        | 1,047,679 | 50    | 1,047,729 |       |            |               |

# 資 本 の 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

| 款            | 項                | 目        | 既決予定額   | 補正予定額 | 計       | 節     |       | 説 明           |
|--------------|------------------|----------|---------|-------|---------|-------|-------|---------------|
|              |                  |          |         |       |         | 区 分   | 金 額   |               |
| 1. 資 本 の 収 入 |                  |          | 111,659 | 1,680 | 113,339 |       |       |               |
|              | 7. 国 保 病 院 補 助 金 |          | 0       | 1,680 | 1,680   |       |       |               |
|              |                  | 1. 補 助 金 | 0       | 1,680 | 1,680   | 国庫補助金 | 1,680 | 医療提供体制設備整備交付金 |
| 収 入 合 計      |                  |          | 111,659 | 1,680 | 113,339 |       |       |               |

(支 出)

(単位：千円)

| 款            | 項                    | 目                | 既決予定額   | 補正予定額 | 計       | 節     |       | 説 明      |
|--------------|----------------------|------------------|---------|-------|---------|-------|-------|----------|
|              |                      |                  |         |       |         | 区 分   | 金 額   |          |
| 1. 資 本 の 支 出 |                      |                  | 121,447 | 1,682 | 123,129 |       |       |          |
|              | 2. 国 保 病 院 建 設 改 良 費 |                  | 92,517  | 1,682 | 94,199  |       |       |          |
|              |                      | 2. 固 定 資 産 購 入 費 | 30,950  | 1,682 | 32,632  | 備品購入費 | 1,682 | 資格確認システム |
| 支 出 合 計      |                      |                  | 121,447 | 1,682 | 123,129 |       |       |          |

# 令和3年度八雲町病院事業(総合病院)会計

## 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区 分                    | 金 額       |
|------------------------|-----------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー     |           |
| 当年度純損益                 | △ 302,099 |
| 減価償却費                  | 352,399   |
| 固定資産除却額                | 4,895     |
| 長期前払消費税額償却             | 17,666    |
| 医療従事者奨学金返還債務の免除        | 3,600     |
| 貸倒引当金の増減額              | 200       |
| 賞与引当金の増減額              | 958       |
| 法定福利費引当金の増減額           | 848       |
| 退職給与引当金の増減額            | 0         |
| 固定資産除却額(特損)            | 0         |
| 長期前受金戻入額               | △ 47,489  |
| 受取利息及び受取配当金            | △ 5       |
| 支払利息                   | 28,160    |
| 未収金の増減額(△は増加)          | 37,370    |
| たな卸資産の増減額(△は増加)        | △ 100     |
| 未払金の増減額(△は減少)          | 33,122    |
| その他流動負債の増減額(△は減少)      | 6,751     |
| 小 計                    | 136,276   |
| 利息及び配当金の受取額            | 5         |
| 利息の支払額                 | △ 28,160  |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー       | 108,121   |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー     |           |
| 有形固定資産の取得による支出         | △ 649,567 |
| 無形固定資産の取得による支出         | 0         |
| 奨学資金等の貸付による支出          | △ 15,900  |
| 奨学資金等の返還による収入          | 300       |
| 補助金等収入                 | 468,803   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △ 196,364 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー     |           |
| 短期借入れによる収入             | 0         |
| 短期借入金の返済による支出          | 0         |
| 長期借入れによる収入             | 266,100   |
| 長期借入金の返済による支出          | △ 424,578 |
| 一般会計からの出資金による収入        | 177,878   |
| リース債務の返済による支出          | 0         |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | 19,400    |
| 4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | △ 68,843  |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高       | 1,062,138 |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高       | 993,295   |

# 令和3年度 八雲町病院事業(総合病院) 会計予定貸借対照表

(単位：千円)

|                       |                   |           |           |
|-----------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 1 固 定 資 産             |                   |           |           |
| (1) 有 形 固 定 資 産       |                   |           |           |
| イ 土 地                 |                   | 105,372   |           |
| ロ 建 物                 | 8,099,493         |           |           |
| 同上減価償却累計額             | <u>△2,453,803</u> | 5,645,690 |           |
| ハ 構 築 物               | 370,744           |           |           |
| 同上減価償却累計額             | <u>△271,396</u>   | 99,348    |           |
| ニ 器 械 器 具 備 品         | 2,566,545         |           |           |
| 同上減価償却累計額             | <u>△1,996,160</u> | 570,385   |           |
| ホ 車 両                 | 32,897            |           |           |
| 同上減価償却累計額             | <u>△25,560</u>    | 7,337     |           |
| ヘ 建 設 仮 勘 定           |                   | 0         |           |
| 有形固定資産合計              |                   |           | 6,428,132 |
| (2) 無 形 固 定 資 産       |                   |           |           |
| イ 電 話 加 入 権           |                   | 1,552     |           |
| 無形固定資産合計              |                   |           | 1,552     |
| (3) 投 資 そ の 他 の 資 産   |                   |           |           |
| イ 長 期 貸 付 金           |                   | 113,865   |           |
| ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金 |                   |           |           |
| ハ 長 期 前 払 消 費 税       |                   | 69,504    |           |
| 投 資 合 計               |                   |           | 183,369   |
| 固 定 資 産 合 計           |                   |           | 6,613,053 |
| 2 流 動 資 産             |                   |           |           |
| (1) 現 金 預 金           |                   | 993,295   |           |
| (2) 未 収 金             |                   | 581,558   |           |
| (3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金   |                   | △2,908    |           |
| (4) 貯 蔵 品             |                   | 39,284    |           |
| (5) そ の 他 流 動 資 産     |                   | 0         |           |
| 流 動 資 産 合 計           |                   |           | 1,611,229 |
| 資 産 合 計               |                   |           | 8,224,282 |



(単位：千円)

## 負債の部

|                       |           |           |           |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 3 固定負債                |           |           |           |
| (1) 企業債               |           |           |           |
| イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 4,688,029 |           |           |
| ロ その他企業債              | 820,702   |           |           |
| 企業債合計                 |           | 5,508,731 |           |
| (2) 引当金               |           |           |           |
| イ 退職給与引当金             | 488,192   |           |           |
| 引当金合計                 |           | 488,192   |           |
| (3) その他固定負債           |           | 3,000     |           |
| 固定負債合計                |           |           | 5,999,923 |
| 4 流動負債                |           |           |           |
| (1) 一時借入金             |           |           |           |
| (2) 企業債               |           |           |           |
| イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 360,278   |           |           |
| ロ その他企業債              | 130,359   |           |           |
| 企業債合計                 |           | 490,637   |           |
| (3) 未払金               |           | 233,688   |           |
| (4) 引当金               |           |           |           |
| イ 退職給与引当金             |           |           |           |
| ロ 賞与引当金               | 149,806   |           |           |
| ハ 法定福利費引当金            | 29,516    |           |           |
| 引当金合計                 |           | 179,322   |           |
| (5) その他流動負債           |           | 35,390    |           |
| 流動負債合計                |           |           | 939,037   |
| 5 繰延収益                |           |           |           |
| (1) 長期前受金             |           |           |           |
| イ 補助金                 | 2,020,181 |           |           |
| ロ 受贈財産評価額             | 5,124     |           |           |
| 長期前受金合計               |           | 2,025,305 |           |
| (2) 長期前受金収益化累計額       |           |           |           |
| イ 補助金                 | △437,198  |           |           |
| ロ 受贈財産評価額             | △3,067    |           |           |
| 長期前受金収益化累計額合計         |           | △440,265  |           |
| 繰延収益合計                |           |           | 1,585,040 |
| 負債合計                  |           |           | 8,524,000 |

## 資本の部

|             |           |           |            |
|-------------|-----------|-----------|------------|
| 6 資本金       |           |           | 5,680,245  |
| 7 剰余金       |           |           |            |
| (1) 資本剰余金   |           |           |            |
| イ 補助金       | 1,067,514 |           |            |
| ロ 寄附金       | 8,444     |           |            |
| ハ その他資本剰余金  | 18,876    |           |            |
| 資本剰余金合計     |           | 1,094,834 |            |
| (2) 利益剰余金   |           |           |            |
| イ 当年度末処理欠損金 | 7,074,797 |           |            |
| 未処理欠損金合計    |           | 7,074,797 |            |
| 剰余金合計       |           |           | △5,979,963 |
| 資本合計        |           |           | △299,718   |
| 負債資本合計      |           |           | 8,224,282  |

# 令和3年度八雲町病院事業(国保病院)会計

## 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区 分                    | 金 額      |
|------------------------|----------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー     |          |
| 当年度純損益                 | △ 17,724 |
| 減価償却費                  | 39,155   |
| 固定資産除却額                | 374      |
| 長期前払消費税額償却             | 636      |
| 医療従事者奨学金返還債務の免除        | 0        |
| 貸倒引当金の増減額              | △ 34     |
| 賞与引当金の増減額              | 1,050    |
| 法定福利費引当金の増減額           | 160      |
| 退職給与引当金の増減額            | 0        |
| 長期前受金戻入額               | △ 10,090 |
| 受取利息及び受取配当金            | △ 10     |
| 支払利息                   | 2,916    |
| 未収金の増減額(△は増加)          | △ 3,876  |
| たな卸資産の増減額(△は増加)        | 6        |
| 未払金の増減額(△は減少)          | 557      |
| その他流動負債の増減額(△は減少)      | 396      |
| 小 計                    | 13,516   |
| 利息及び配当金の受取額            | 10       |
| 利息の支払額                 | △ 2,916  |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー       | 10,610   |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー     |          |
| 有形固定資産の取得による支出         | △ 92,147 |
| 無形固定資産の取得による支出         | 0        |
| 奨学資金等の貸付による支出          | △ 5,160  |
| 奨学資金等の返還による収入          | 0        |
| 補助金等収入                 | 7,704    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △ 89,603 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー     |          |
| 短期借入れによる収入             | 0        |
| 短期借入金の返済による支出          | 0        |
| 長期借入れによる収入             | 86,400   |
| 長期借入金の返済による支出          | △ 23,770 |
| 一般会計からの出資による収入         | 25,260   |
| リース債務の返済による支出          | 0        |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | 87,890   |
| 4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | 8,897    |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高       | 195,404  |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高       | 204,301  |

# 令和3年度 八雲町病院事業(国保病院) 会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

| 資 産 の 部               |                 |         |                |
|-----------------------|-----------------|---------|----------------|
| 1 固 定 資 産             |                 |         |                |
| (1) 有 形 固 定 資 産       |                 |         |                |
| イ 土 地                 |                 | 29,115  |                |
| ロ 建 物                 | 992,020         |         |                |
| 同上減価償却累計額             | <u>△710,538</u> | 281,482 |                |
| ハ 構 築 物               | 38,629          |         |                |
| 同上減価償却累計額             | <u>△35,804</u>  | 2,825   |                |
| ニ 器 械 器 具 備 品         | 343,104         |         |                |
| 同上減価償却累計額             | <u>△278,433</u> | 64,671  |                |
| ホ 車 両                 | 3,873           |         |                |
| 同上減価償却累計額             | <u>△2,893</u>   | 980     |                |
| ヘ 建 設 仮 勘 定           |                 | 91,217  |                |
| 有形固定資産合計              |                 |         | 470,290        |
| (2) 無 形 固 定 資 産       |                 |         |                |
| イ 電 話 加 入 権           |                 | 205     |                |
| 無形固定資産合計              |                 |         | 205            |
| (3) 投 資 そ の 他 の 資 産   |                 |         |                |
| イ 長 期 貸 付 金           |                 | 6,600   |                |
| ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金 |                 |         |                |
| ハ 長 期 前 払 消 費 税       |                 | 3,251   |                |
| 投資合計                  |                 |         | 9,851          |
| 固定資産合計                |                 |         | 480,346        |
| 2 流 動 資 産             |                 |         |                |
| (1) 現 金 預 金           |                 | 204,301 |                |
| (2) 未 収 金             |                 | 96,899  |                |
| (3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金   |                 |         |                |
| (4) 貯 蔵 品             |                 | 13,041  |                |
| (5) そ の 他 流 動 資 産     |                 |         |                |
| 流動資産合計                |                 |         | 314,241        |
| 資産合計                  |                 |         | <u>794,587</u> |

(単位：千円)

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

282,435

ロ その他企業債

企業債合計

282,435

## (2) 引 当 金

イ 退職給与引当金

38,937

引当金合計

38,937

## (3) その他固定負債

固定負債合計

321,372

## 4 流 動 負 債

## (1) 一 時 借 入 金

## (2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

22,885

ロ その他企業債

企業債合計

22,885

## (3) 未 払 金

69,799

## (4) 引 当 金

イ 退職給与引当金

ロ 賞与引当金

25,029

ハ 法定福利費引当金

5,326

引当金合計

30,355

## (5) その他流動負債

流動負債合計

2,371

125,410

## 5 繰 延 収 益

## (1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金

173,061

ロ 受贈財産評価額

170

長期前受金合計

173,231

## (2) 長期前受金収益化累計額

イ 補 助 金

△ 126,673

ロ 受贈財産評価額

△ 161

長期前受金収益化累計額合計

△ 126,834

繰延収益合計

46,397

負債合計

493,179

## 資 本 の 部

## 6 資 本 金

1,015,215

## 7 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 補 助 金

ロ 寄 附 金

ハ その他資本剰余金

資本剰余金合計

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度末処理欠損金

713,807

未処理欠損金合計

713,807

剰余金合計

△713,807

資本合計

301,408

負債資本合計

794,587

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 18 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 損害賠償額の決定について

町は、令和 3 年 3 月 22 日、八雲町熊石雲石町 135 番地 2 の八雲町ふれあい交流センターくまいし館駐車場において、町有バスが施設正面玄関前に停車しようとした際、ハンドル操作を誤り、施設正面玄関付近に駐車していた相手方車両の右前方側面部に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1 損害賠償の額   | 250,635 円              |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****<br>* * * * |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 20 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について

#### 1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 二海郡八雲町 \* \* \* \* \*

氏 名 \* \* \* \*

#### 2 訴えの要旨

被告となるべき者は、建物明渡し請求に係る町営住宅 \* \* 団地部屋番号 \* 号（以下「本件町営住宅」という。）に住居しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅に係る明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明渡し等を求める訴えを提起する。

#### 3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。
- (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃 467,300 円と、令和 3 年 4 月 30 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 箇月 4,600 円の割合による金員を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。  
との旨の判決を求める。



#### 4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 17 年 12 月 9 日に本件町営住宅への入居を決定し、被告となるべき者は本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、平成 24 年 8 月分から令和 2 年 12 月分までの賃料のうち、合計 448,900 円の支払いを怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、滞納家賃を支払わないことから、令和 3 年 1 月 14 日に配達証明郵便にて、令和 3 年 2 月 22 日までに本件町営住宅を明け渡すよう意思表示をした。
- (4) 町は、被告となるべき者から本件町営住宅の明渡し期限を過ぎても何ら相談等の連絡がないことから、被告となるべき者に対し、令和 3 年 4 月 30 日付けで入居許可を取り消し、法的措置に着手する意思表示をした。
- (5) 被告となるべき者は、入居許可取消しまでの滞納家賃 467,300 円などの支払いに応じないまま、本件町営住宅を占有している。
- (6) よって、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める。

#### 5 管轄裁判所

函館地方裁判所

#### 6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。



報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 20 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について

#### 1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 二海郡八雲町 \* \* \* \* \*

氏 名 \* \* \* \*

#### 2 訴えの要旨

被告となるべき者は、建物明渡し請求に係る町営住宅 \* \* 団地部屋番号 \* 号（以下「本件町営住宅」という。）に住居しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅に係る明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明渡し等を求める訴えを提起する。

#### 3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。
  - (2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃 354,960 円と、令和 3 年 4 月 30 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 箇月 17,400 円の割合による金員を支払うこと。
  - (3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。
- との旨の判決を求める。

#### 4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 31 年 3 月 6 日に本件町営住宅への入居を決定し、被告となるべき者は本件町営住宅に入居した。
- (2) 被告となるべき者は、平成 31 年 3 月分から令和 2 年 12 月分までの賃料のうち、合計 292,260 円の支払いを怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、滞納家賃を支払わないことから、令和 3 年 1 月 14 日に配達証明郵便にて、令和 3 年 2 月 22 日までに本件町営住宅を明け渡すよう意思表示をした。
- (4) 町は、被告となるべき者から本件町営住宅の明渡し期限を過ぎても何ら相談等の連絡がないことから、被告となるべき者に対し、令和 3 年 4 月 30 日付けで入居許可を取り消し、法的措置に着手する意思表示をした。
- (5) 被告となるべき者は、入居許可取消しまでの滞納家賃 354,960 円などの支払いに応じないまま、本件町営住宅を占有している。
- (6) よって、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める。

#### 5 管轄裁判所

函館地方裁判所

#### 6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。



報告第 4 号

令和 2 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算  
の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、  
令和 2 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙の  
とおり報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





## 令和2年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

| 款        | 項       | 事業名           | 金額      | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |           |             |        |
|----------|---------|---------------|---------|------------|-------------|-----------|-------------|--------|
|          |         |               |         |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源   |             | 一般財源   |
|          |         |               |         |            |             | 調定<br>未済額 | 調定済<br>未収入額 |        |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 高度無線環境整備推進事業  | 367,534 | 367,534    |             | 367,478   |             | 56     |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 草地畜産基盤整備事業    | 5,395   | 5,395      |             | 5,045     |             | 350    |
|          |         | 研修牧場施設整備事業    | 184,450 | 184,450    |             | 134,887   |             | 49,563 |
|          |         | 中山間地域総合整備事業   | 3,525   | 3,525      |             | 2,775     |             | 750    |
| 7 商工費    | 1 商工費   | 町内循環型商品券発行事業  | 169,297 | 160,730    |             | 116,695   |             | 44,035 |
| 9 消防費    | 1 消防費   | 救急隊員感染防止衣整備事業 | 2,239   | 2,239      |             | 2,238     |             | 1      |
| 10 教育費   | 2 小学校費  | 学校教育活動継続支援事業  | 5,659   | 5,659      |             | 4,309     |             | 1,350  |
|          | 3 中学校費  | 学校教育活動継続支援事業  | 2,621   | 2,621      |             | 1,727     |             | 894    |
| 合 計      |         |               | 740,720 | 732,153    |             | 635,154   |             | 96,999 |

